

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8 月 2 日
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 岩田彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 3 号
【電話番号】	03(4330)5130
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 玉井継尋
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目 2 番 3 号
【電話番号】	03(4330)5130
【事務連絡者氏名】	執行役員 C F O 玉井継尋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 124,562,750円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	38,327株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、平成30年7月4日開催の取締役会において、当社の取締役（譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を以下「付与対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。また、平成30年8月2日開催の第55回定時株主総会において、同制度に基づき、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、年額1億6千万円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことによって発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、株主総会にて承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）すること、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。さらに、付与対象取締役以外にも、上記同様の目的により、当社の執行役員及び当社子会社の取締役（付与対象取締役とあわせて、以下「付与対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、本譲渡制限付株式報酬制度（以下上記当社取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度とあわせて「本制度」といいます。）を導入することといたします。

本有価証券届出書の対象とした募集は、本制度を踏まえ、平成30年8月2日開催の取締役会決議に基づく平成30年度（平成29年5月21日から平成30年5月21日までの期間を指す。以下同じ。）に係る譲渡制限付株式報酬を現物出資として行われるものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

##### <本制度の概要等>

付与対象取締役等は、本制度に基づき当社又は当社子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、付与対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計124,562,750円（以下「本金銭報酬債権」といいます。うち、社外取締役を除く取締役分は45,808,750円、社外取締役分は15,145,000円、執行役員分は54,522,000円、当社子会社の取締役分は9,087,000円）、普通株式38,327株（うち、社外取締役を除く取締役分は14,095株、社外取締役分は4,660株、執行役員分は16,776株、当社子会社の取締役分は2,796株）を自己株式の処分の形で付与することといたしました（以下、今回の自己株式処分を「本自己株式処分」といいます。）。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象取締役等31名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

平成30（2018）年8月31日～平成33（2021）年8月30日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象取締役等において、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社若しくは関係会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあり、かつ、当社が設定した業績条件として、平成31（2019）年5月期から平成33（2021）年5月期までの3事業年度のいずれかの期において、当社が提出した各事業年度に係る有価証券報告書又は通期の決算短信（以下これらをあわせて「有価証券報告書等」という。）に記載された業績数値（有価証券報告書等の様式改訂により当該指標が表示されない場合には、当該指標に関し合理的に計算して得た業績数値とし、以下「業績数値」という。）において、下記(a)及び(b)（以下これらをあわせ「本業績条件」という。）に掲げる条件が同時に達成されたことを条件として、付与した本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(a) EBITDA が145 億円を超過していること

(b) B toC 事業に係る流通総額が1,000 億円を超過していること

(3) 譲渡制限期間中に、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

当社は、本譲渡制限期間中、平成31（2019）年5月期に係る有価証券報告書等の提出後に、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由（付与対象取締役等の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により、当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職の理由が死亡によるものであるときには、既に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において既に本業績条件が同時に達成されたことを条件として、その死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、本株式の全部について、本譲渡制限を解除する。また、その退任又は退職の理由が死亡以外のその他の正当な事由によるものであるときには、既に提出された、又は付与対象取締役等が退任又は退職した後6か月を経過するまでの間に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されたことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点の直後において付与対象取締役等が保有する本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

当社は、前記(3)に規定する場合のうち、付与対象取締役等が当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合、その退任又は退職の理由が死亡によるものであるときには、既に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において既に本業績条件が同時に達成されていなかった場合にはその退任又は退職の時点をもって、本株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。また、当社は前記(3)に規定する場合のうち、その退任又は退職の理由が死亡以外の正当な事由によるものであるときには、既に提出された、又は、付与対象取締役等が退任若しくは退職した後6か月を経過するまでの間（ただし、本譲渡期間中に限る。）に提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されなかった場合には、当該退任若しくは退職の日から6か月を経過した日又は本譲渡制限期間が満了した時点のいずれか早い時点をもって、本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

当社は、付与対象取締役等が任期満了、契約期間満了、定年退職、死亡その他の正当な事由によることなく、当社又は当社の連結子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合、その時点をもって本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、付与対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が当該本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、平成31（2019）年5月期末の経過後から当該承認の日までに提出された有価証券報告書等に記載された業績数値において、本業績条件が同時に達成されたことを条件とし

て、付与対象取締役等の保有に係る本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

上記場合において、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における付与対象取締役等の保有に係る本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	38,327株	124,562,750	
一般募集			
計(総発行株式)	38,327株	124,562,750	

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく付与対象取締役等に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社又は当社子会社から平成30年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役:10名	18,755株	60,953,750円	平成30年度に係る譲渡制限付株式報酬
当社の執行役員:18名	16,776株	54,522,000円	平成30年度に係る譲渡制限付株式報酬
当社子会社の取締役:3名	2,796株	9,087,000円	平成30年度に係る譲渡制限付株式報酬

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,250		1株	平成30年8月22日 ~平成30年8月30日		平成30年8月31日

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき、付与対象取締役等に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社又は当社子会社から平成30年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アスクル株式会社 人事本部	東京都江東区豊洲三丁目2番3号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	100,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

#### (2) 【手取金の使途】

当社は、当社の付与対象取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

また、平成30年8月2日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、付与対象取締役に対して、年1億6千万円以内の金銭報酬を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社又は当社子会社から平成30年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期(自平成29年5月21日 至平成30年5月20日) 平成30年7月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3 【臨時報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アスクル株式会社本店

(東京都江東区豊洲三丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。